

第5章 特別史跡大坂城跡における整備方針

1. 基本理念

特別史跡大坂城跡は、わが国を代表する城郭遺跡であることから、その整備にあたっては、文化財の保存と継承、文化財的価値の維持・普及を基本とする。

そのうえで、歴史公園としての質の維持と向上、観光交流の中心拠点としての活用とを調和させた整備を実施する。

2. 基本方針

(1) 文化財の保存と継承

学術調査研究の成果に基づき、特別史跡大坂城跡の本質的価値を構成する石垣や雁木、歴史的建造物など地上に現存する遺構、及び地下遺構を適切に保存し後世へ継承する。

(2) 文化財的価値の維持・普及

幕末期を基本としつつ大坂城跡の特徴である多様な時代性を豊かに表現し、多くの人が歴史的価値と魅力を体感することができる整備をめざす。

(3) 歴史公園としての質の維持と向上

大阪城公園の来訪者のニーズや利用実態などを踏まえつつ、歴史的景観と、都市公園としての機能や姿との調和を見据えた施設整備・植栽管理を進めることにより、特別史跡の価値を学ぶことができる歴史公園としての質の維持と向上を図る。

また、特別史跡内の景観を構成する主要な要素である植栽については、高木類の毎木調査を実施したうえで、本質的価値を構成する石垣や櫓跡などの遺構保存の観点を最優先に、歴史的

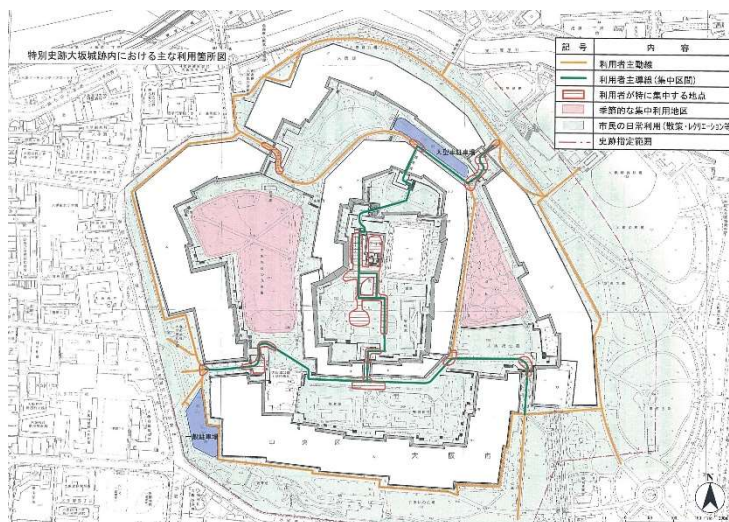


図 76 特別史跡大坂城跡内における主な利用箇所
(『特別史跡大坂城跡石垣調査』より)

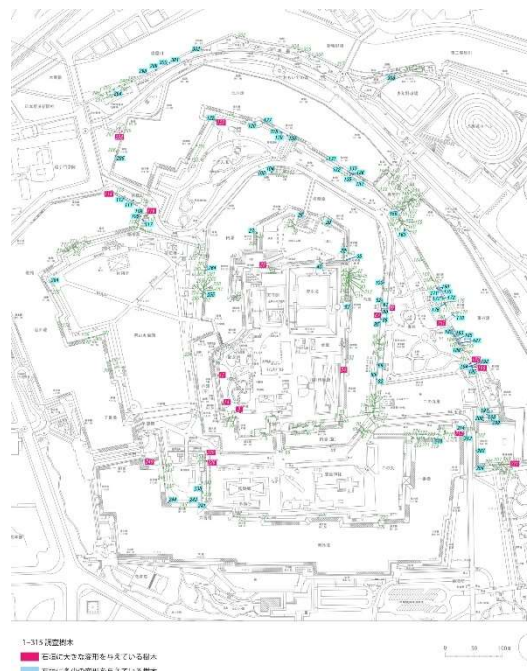


図 77 石垣周辺樹木影響調査
(『特別史跡大坂城跡保存管理計画』より)

背景、歴史的景観といったエリアごとの特性に基づいた管理計画を定め、歴史公園にふさわしい景観の質の維持と向上を図る。

(4) 観光交流の中心拠点としての活用

国内外から集った観光客に歴史や文化を体感してもらうことができる、観光交流の中心拠点としても活用する。

3. 事業別整備方針

(1) 石垣・歴史的建造物の保存・修復事業

① 石垣の保存・修復

石垣については、崩壊や大規模なハラムなどは起きていないものの、特別史跡大坂城跡の本質的価値を構成する要素である石垣を次世代へ継承し、来訪者がその魅力を感じることができるようにするための、計画的な修復が必要である。

石垣遺構を適切に維持管理するため、定期的に巡視・点検を行うほか、徳川期（幕末）の状態の保存を基本とし、計画的、継続的に修復事業を実施する。現在は、平成14年度（2002）実施の「特別史跡大坂城跡石垣調査」の結果により決定した優先順位に基づいて修復を実施しているが、調査から一定の年月が経過していることから、点検による状況把握を行ったうえ、既存の

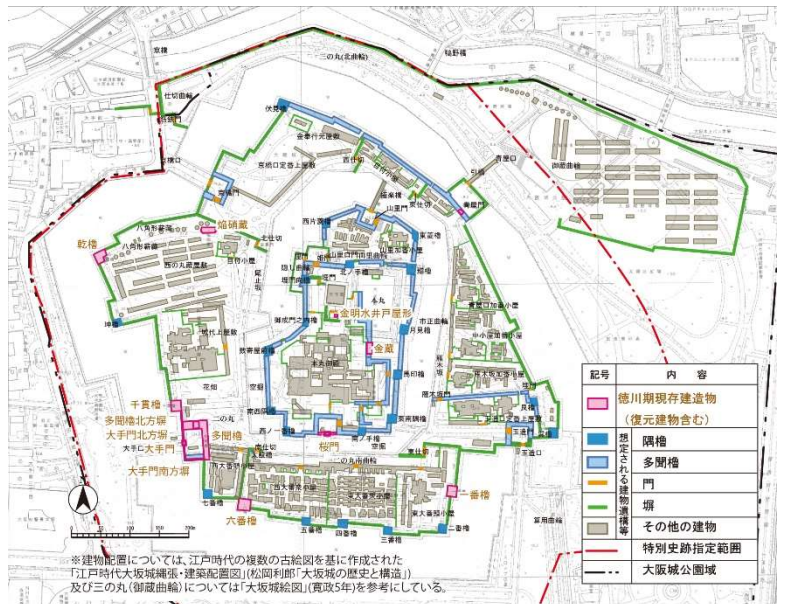


図78 想定される徳川期の建物遺構

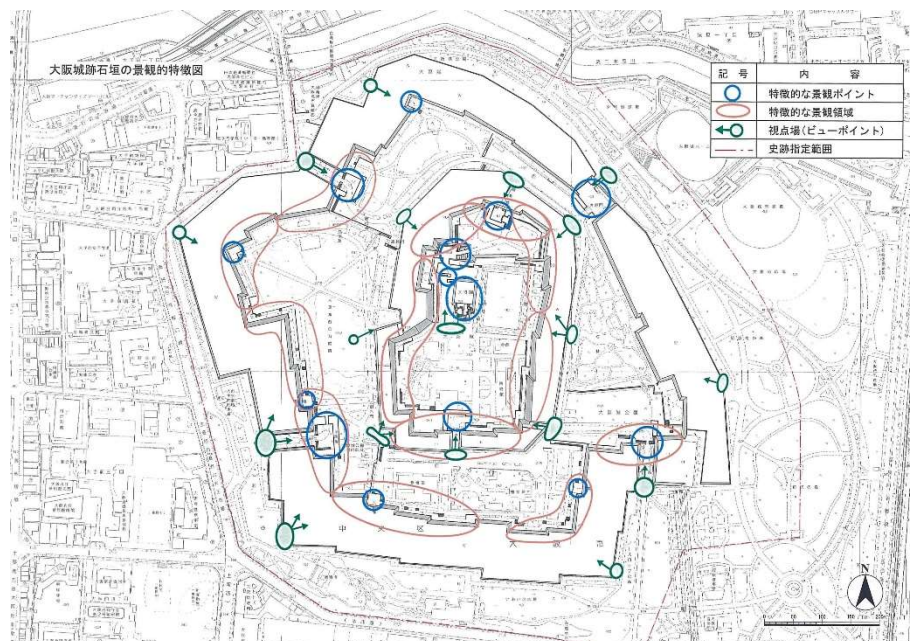


図79 大坂城跡石垣の景観的特徴（『特別史跡大坂城跡石垣調査』より）

「石垣修復検討会議」において専門家から意見聴取を行い、修復計画に反映していく。

修復事業においては幕末の姿をめざすことを基本とするが、幕末の状況が明らかでない場合や、幕末よりも遡る時期の形態が明らかになった場合、また現状と幕末の状況が大きく異なる場合などは、可能な限り古写真、絵画、絵図、文献、類例などの資料収集を行ったうえ、「石垣修復検討会議」において修復の方針を決定する。

さらに石垣の石材については、表面のクラック、地震の衝撃などにより剥離・落下するおそれのあるものを調査・把握し、補強等の検討を行う。石垣遺構を適切に保存するため、修理箇所、経緯・経過、方法などの記録を集約して管理し、石垣修理に反映させる。

ドローンなど先端技術を用い、石垣の画像データの取得に努める。



図 80 西の丸で実施された光のイベント

②石垣を毀損する可能性のある樹木の除去

石垣に悪影響を与えている樹木、現在悪影響を与えていなくても場所や樹種などを総合的に勘案し石垣の保全上伐採する必要があると判断される樹木は、石垣修復工事などにあわせて計画的に伐採し、更新しない。また、こうした機会以外にも、枯死した場合や台風などにより倒木した場合は速やかに撤去する。

③現存する歴史的建造物

保存管理計画において整理された現存する歴史的建造物については、これまでも必要に応じ補修・修理などを行ってきており引き続き適切に対応していくとともに、耐震化を検討する。

また、消火設備の現状を把握し、必要な防火設備及び防火体制を整えるための検討を行う。

今後の維持管理や修理に活かすため、建造物の破損状況や修理の経過などについての記録を保存し、集約して管理することをめざす。

④現存しない徳川期の建造物

将来的な復元を見据え、大阪城天守閣などと連携して資料収集に努める。古写真、絵画、絵図、文献資料に加え、他城郭などの建造物にかかわる資料や、現地の礎石などといった遺構の情報も収集し、調査・研究を進める。

⑤現存しない、あるいは埋没した徳川期の縄張

近代以降の改変によって徳川期大坂城の縄張りが失われている地点がある。主要な通路として使われているなど、旧状に戻すことは現時点では困難だが、将来的には復元も視野に入れた検討を行う。

また、公園内に点在する近代以降に動かされたと見られる石材などについては、用途や価値など後の検討に資するため現状の保全をはかる。

(2) 地下遺構の保存・活用事業

現在、大阪城の地表に現れているのは徳川期の遺構が大半だが、地下には徳川期大坂城、豊臣期大坂城、大坂本願寺期及びそれ以前の遺構が埋没している。

徳川期の遺構は継続的な調査・研究の成果に基づき、幕末期の姿を基本とした整備を行う。豊臣期大坂城の地下遺構については、非破壊の方法による調査を継続するとともに、上層にある徳川期の遺構の保存を条件に、発掘調査で確認されている地下遺構を顕在化する。

これらの推進にあたっては、大阪市を中心に大学や研究機関との連携によって調査研究を継続・深化させ、史跡指定地内の遺構とその周辺の遺構とを一体的に理解することができる整備をめざすこととする。大坂本願寺期及びそれ以前の地下遺構についても、調査研究の進め方を検討する。

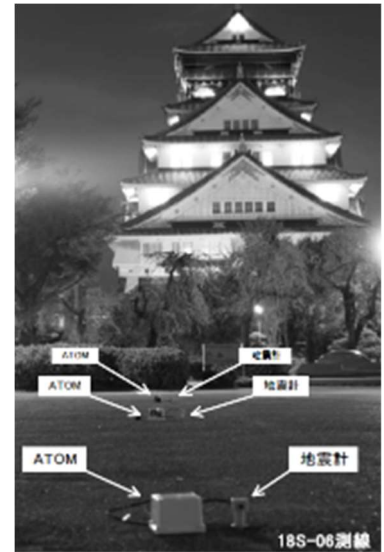


図 81 本丸内の非破壊調査風景

(3) 近代以降の歴史資産の保存・活用事業

明治維新以降の大阪城特有の歴史的価値を表徴する旧陸軍及び旧大阪砲兵工廠関連建造物、戦争遺跡、昭和6年（1931）の大阪城公園整備に伴う遺構など、保存管理計画が定めている近代以降の大阪城特有の歴史的価値を構成する諸要素及びその他大阪城の歴史に関わるものについては、多様な時代性を示すものとして損傷の状況に応じて保存修理する。

大阪城の歴史の中では、近代陸軍時代や戦時下、GHQ統治下に関する資料が特に少なく、不明な部分が多いため、保存する場合には、可能な限り関連する資料の収集に努める。

(4) 歴史的景観の保全事業

特別史跡大坂城跡の城郭としての景観保全においては、前述のとおり石垣及び歴史的建造物の保存・修復とともに、歴史的景観の阻害要因の除去が重要である。幕末期の景観を基本とした場合、その阻害要因としては、近代以降の歴史資産や公園施設なども対象となりうる。しかしその一方で、特別史跡大坂城跡の基本理念では、都市公園や観光拠点としても調和のとれた整備を実施するとしている。したがって近代以降の大阪城特有の歴史的価値を構成するものとして、保存管理計画において位置付けられた諸要素、昭和6年（1931）の公園

整備事業を今に伝える施設や設備のほか、都市公園や観光拠点として必要不可欠な施設や設備などについては、撤去しないこととする。

内堀や外堀の周囲においては、石垣を望む視界の範囲に、上記以外の諸要素にかかる施設などを極力設置しないよう各種整備を行う。また、歴史的建造物や縄張り、近代以降の歴史資産など大坂城特有の価値を構成する要素と調和がとれるよう、植栽や便益施設などの設置に配慮する。

文化財集積地、都市公園、観光地として多様なイベントを開催するにあたっては、「特別史跡大坂城跡」にふさわしい景観を保全するため、エリアの特性に応じてこれを実施する。エリア特性などについては、別に「イベントルール」にて定める。また、景観保全の観点から、園内を運行しているロードトレインの意匠や経路の見直し（史跡外あるいは外堀より外側に利用を限定することなど）について検討する。

(5) 植栽などの管理

各エリアにおける植栽の多くは公園として整備する際に植えられたもので、個人・団体など各方面から多数の寄附を受けている。現在は都市公園として管理を行っているが、石垣など城郭遺構の保存を最優先として前述の通り必要に応じて撤去するとともに、歴史的背景、歴史的景観といった各エリアの特性に基づき、その質を高める植栽管理計画を策定し、維持管理を行う。

管理にあたっては、主要な視点場からの眺望や視界を確保し、歴史的建造物や天守閣、石垣などと調和するよう配慮するとともに、枯死などにより植え替える場合や新しい樹木を植える場合においても各エリアの特性を考慮して樹種や植樹方法などを決定する。

記念碑を伴う植樹については現在あるものについては存置するものの、史跡内においては今後実施しない。

(6) 情報発信事業

特別史跡大坂城跡の歴史や変遷、文化財としての価値や魅力が伝わるよう、調査研究の成果を集約し、失われた文化財の存在や情報を様々な媒体、手法を使ってわかりやすく発信する。サインや案内板などを設置する際には統一感のとれたデザインとし歴史的景観を阻害しないよう工夫するなど、城郭遺構の整備と一体的に取り組む。また、市民ボランティアとの連携・協働による新たな見学コースの開発など、来訪者が大坂城跡の魅力に触れる機会を創出する。

① 標識、説明板の設置

特別史跡の基本情報を銘記した標識（石製等）を設置するとともに、特別史跡大坂城跡の指定範囲や特徴を多くの人がわかりやすく理解できる説明板を設置する。

② 特別史跡の境界標の設置

現地において指定範囲が確認できるように境界標を設置する。

③櫓など重要文化財指定の建造物の公開

多聞櫓、千貫櫓の内部公開を継続するとともに、金蔵、乾櫓、焰硝蔵、一番櫓、六番櫓についても将来的な公開をめざして検討する。

④史跡等解説板の整備

既存の解説板は更新時をとらえ、最も新しく数の多いデザインにあわせるとともに、設置場所についても景観や眺望を阻害しないよう配慮し、解説の多言語化も進める。現在、史跡内の動線は主園路に偏っており、知られていない見どころが各所にある。今後は見どころをつなぐ動線を設定し、おすすめの見学コースとして広く発信し周遊しやすくする。



図 82 設置時期の異なる解説板
(左より令和 1、平成 19、昭和 58 年)

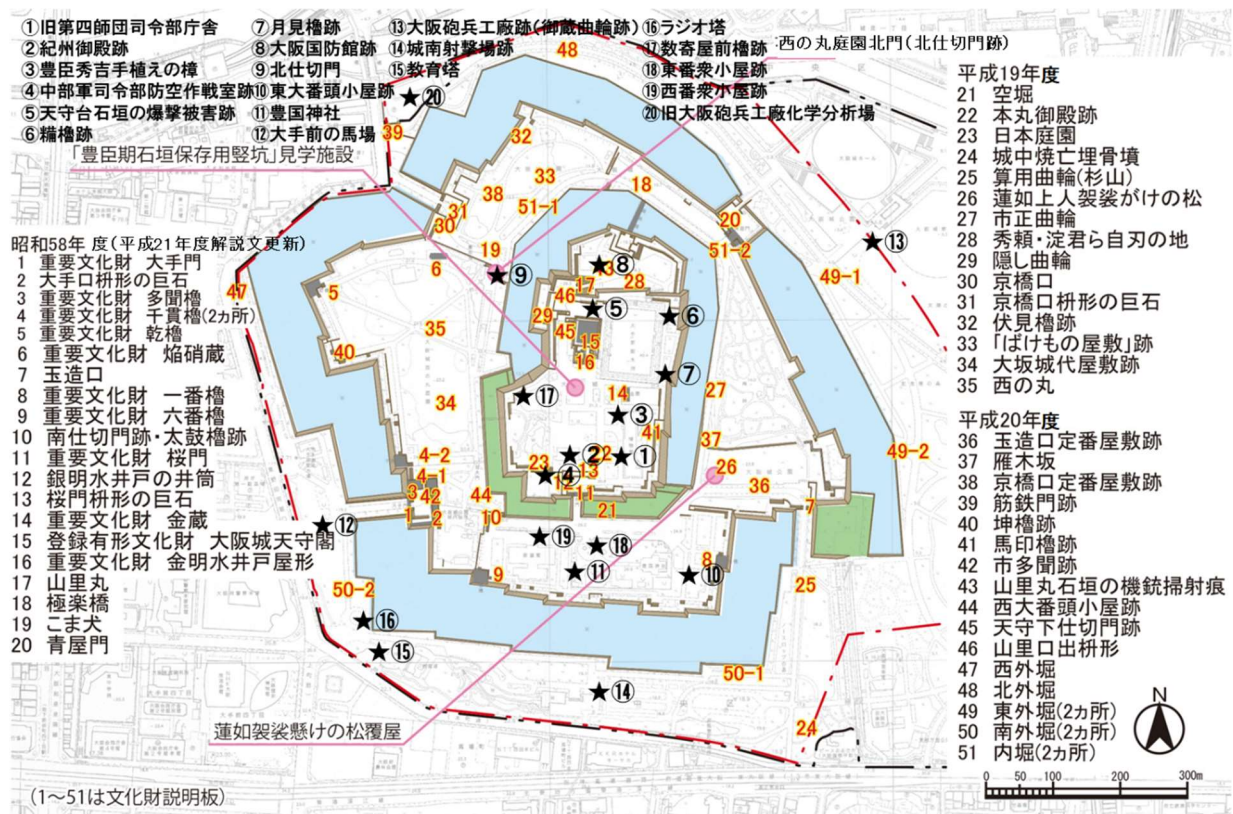


図 83 史跡等解説板の分布(★は令和元年度設置箇所)

⑤案内所の整備

特別史跡には大別して4つ、自由に出入し本丸に向かうルートがある(大手口・京橋口・玉造口・青屋口)。そのうち青屋口ルートでは大阪城公園駅前の便益施設内に、玉造口ルートでは森ノ

宮駅前の噴水広場にそれぞれ案内所（森ノ宮駅前は無人）があるが、城の正面玄関である大手口ルート及び京橋口ルートにおいては案内所がないため、案内機能の充実をはかっていく。

⑥夜間における観覧環境の整備

夜間でも石垣や建造物をのぞむことができ、解説板を読むことができるように工夫するなど、設備の充実に努める。

⑦石垣・建造物の修復記録及び各種調査成果の集約管理と共有化

今後の維持管理や修理に活かすため、石垣遺構及び歴史的建造物の修理箇所、経緯、経過、方法などの記録を大阪城天守閣に集約して管理する。また、大阪城天守閣にこれまで集積されてきた史資料に加え、発掘調査資料や画像データなど新たに得られた成果を集約し、共有化をはかる。

⑧石垣遺構の魅力の発信

大坂城跡の本質的価値を構成する要素である石垣遺構の価値を伝えるため、石垣のみどころマップ制作やデジタルツールの活用など、多様な解説制作に取り組む。

⑨現存しない櫓などの建造物、遺構、軍施設など

幕末古写真などの資料を研究して積極的に活用し、AR・VRなどによる可視化やこれらによる情報発信の方法について検討する。

⑩近代以降の建造物、遺跡

旧第四師団司令部庁舎や旧大阪砲兵工廠関連建物などの陸軍関連施設、ラジオ塔などの近代化を物語る施設、爆撃被害痕や防空壕などの戦争遺跡が園内各所に点在するが、その存在や価値についての認知度は低い。それらを総合的に紹介し、関心のある人が周遊できるよう、ホームページなどの媒体を活用するなどの検討を進める。

(7) 公園及び公園施設の維持管理・整備事業

①老朽化した施設の計画的な改修

老朽化などによる劣化や不具合などが見られる既存の転落防止柵、園路舗装、防球柵及び電気設備などの公園施設を、だれもが安全で安心し快適に利用することができるよう、順次改修を行う。

トイレは、洋式化やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用などの改修を行う。

来訪者数の動向や来訪者の要望及び気象変動などを勘案し、休憩所やトイレ、管理施設などの配置や設置数のほか、公園施設の適正性について随時検証し、必要に応じて整備する。

公園内の園路、トイレやベンチなど便益施設などの改修にあたっては、位置や規模は既存のもの更新を原則とするが、大阪城天守閣や石垣などと調和した良好な景観維持に留意するとともに

に、主要な視点場からの眺望と調和するよう配置し、大阪城天守閣への眺望を阻害する屋外設備などについては隠蔽するなど、周辺の景観に配慮した措置をほどこす。

②案内板の整備

広告物、公共サインなどは周辺の景観と調和したデザインとし、統一感のある意匠や集約化に努め、主要な視点場からの眺望を阻害しないよう配置する。臨時的な立て看板や注意書きなどについても、配置や個数を随時精査するとともに、掲示効果を検証し、必要に応じて整理を行う。

③バリアフリー化と障がい者サポート体制

起伏の多い城郭の特性により車いすなどでの通行が容易でない場所がある。車いすなどでの来訪者が城内を散策しやすいよう路面の勾配や段差などを示したマップ作成、車いすなどでの来訪者や視覚・聴覚に障がいのある来訪者へのサポート体制等の検討が必要である。

④災害時や緊急時のマニュアル作成等

大阪城公園一帯は大規模火災、地震、津波の際の広域避難場所に指定され、防災活動拠点と位置づけられている。そのため災害時の対応については、あらゆる来訪者を想定し、外国人観光客や障がいのある人への対応も含めた対応マニュアルの整備が必要である。

大阪城公園は広大であり、さまざまな人が訪れることから、緊急時に来訪者自身がとるべき行動をあらかじめ提示しておくことが減災や迅速な対応につながる。災害や体調不良など緊急時の連絡先や対処方法を園内マップやホームページに掲載するなどし、情報提供をはかる。また緊急時の避難場所や救護設備、災害支援型自動販売機の設置箇所などの周知をはかる方法の検討を行うとともに、通信環境の改善を図る。

⑤夜間景観の形成

大阪城天守閣や石垣など公園内にある景観資源への効果的なライトアップを継続する。公園内の公共照明は、主要な視点場からの夜間景観をより効果的に演出するため、原則として色温度を低くする。



図 84 大手門周辺のライトアップ



図 85 天守閣のライトアップ